

記 者 提 供 資 料
2020 年（令和 2 年）6 月 26 日
こども局 こども育成室 担当：鈴木・藤原（内線 2130、2120）

認可外保育施設における保護者負担金の軽減について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、保育所や認定こども園などの認可施設については、登園自粛要請に応じて、自宅保育に協力した場合には、欠席日数に応じて保育料を軽減しています。

しかし、認可外保育施設についてはその対応が施設によって異なり、保育料の減免を実施していない施設もあることから、認可外保育施設についても、緊急支援として市独自に保育料の軽減を実施し、保護者の負担軽減を図ることとします。

記

1 軽減内容

保育要件がありながら、認可保育施設を利用できずやむなく認可外保育施設を利用している保護者の負担軽減を図る観点から、国の無償化や本市の認可外施設等利用世帯支援事業の対象にならない、課税世帯の第 1 子で保育要件のある 0～2 歳児について新たに保育料補助を行うとともに、第 2 子については補助額を増額します。

対象範囲	軽減内容
国の無償化の対象とならない課税世帯で保育要件のある 0～2 歳児を対象とします。 第 2 子以降については既存の補助事業の補助限度額を増額します。	保育要件がありながら国や市の補助対象とならない 0～2 歳児の課税世帯の第 1 子について、国の無償化に準じて、月額 42,000 円まで保育料を軽減します。 また、第 2 子以降については、市の認可外施設等利用世帯支援事業の対象となっていますが、補助限度額を第 1 子に合わせて 20,000 円から 42,000 円に増額します。

(認可保育施設との比較表)

年齢	課税区分	保育要件	認可保育施設	認可外保育施設
0～2 歳	課税世帯	有	欠席日数に応じて減額	市の補助制度の対象
	非課税世帯	有	無償化	無償化（月額 42,000 円限度）
3～5 歳	所得制限なし	有	無償化	無償化（月額 37,000 円限度）

2 対象期間

対象期間 令和 2 年 4 月 1 日～令和 2 年 5 月 31 日

※ 緊急事態宣言が発令された 4 月及び 5 月の 2 か月間を対象とします。

3 対象施設

対象施設については認可外保育施設とします。

ただし、企業主導型保育施設については、国が新たに補助制度を創設しましたので対象外とします。

また、明石在住の児童が市外の認可外保育施設を利用した場合も対象とします。

4 軽減方法

施設からの要請に応じて、保護者が自宅保育に協力した場合、対象期間内の保育料について、欠席日数に応じて日割り計算を行い、月額 42,000 円を限度に保育料を減額します。

減額した保育料については、施設から直接、保護者に返還し、施設からの請求に基づいて、市から施設に返還した保育料について補助します。

(1) 減額する保育料を算定

登園日数に応じて、保育料を日割りし、欠席日数に応じた軽減額を算定します。

(2) 軽減額の返還

施設から保護者に軽減額を返還します。

(3) 軽減額の補助

施設からの請求に基づき、市から施設に対して返還した保育料を補助します。

5 予算額

10,240 千円（対象児童見込数約 160 人）

既存事業である「認可外施設等利用世帯支援事業」の当初予算の範囲内で、同事業のうち令和 2 年 4～5 月についてのみ、緊急支援対策として対象児童・補助限度額を拡充する内容で実施します。